茨城県のうち稲敷郡のうち阿見町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
茨城県のうち稲敷郡のうち阿見町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
茨城県のうち猿島郡のうち境町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
茨城県のうち猿島郡のうち境町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
栃木県のうち宇都宮市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
栃木県のうち宇都宮市	同時に給油することができる自動車の数が三以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
栃木県のうち足利市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量十七・三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
栃木県のうち足利市	同時に給油することができる自動車の数が四以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十七キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量九・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、	
栃木県のうち芳賀郡のうち茂木町	同時に給油することができる自動車の数が二以上
	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を	
	四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること